

公布された規則のあらまし

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則（規則第
四三号）

- 1 この規則は、子ども手当システムにより子ども手当の支給に係る事務を処理することに関し、必要な事項を定めることとした。（第一条関係）
- 2 予算所掌課長は、子ども手当について歳出予算のうち、執行することができ
る限度額を子ども手当管理者に指示しなければならないこととした。（第三
条及び第四条関係）
- 3 子ども手当所管課長及び各所属長は、子ども手当支給の基礎となる事項に
異動があつたときは、速やかに子ども手当管理者に通知しなければならない
こととした。（第五条関係）
- 4 子ども手当管理者は、子ども手当システムにより子ども手当の支給額を計
算し、その結果に基づき、支出負担行為及び支出命令を行わなければならない
いこととした。（第六条及び第七条関係）
- 5 子ども手当の支出は、職員から申出があつた預金又は貯金の口座に口座振
替の方法により行うこととした。（第八条関係）
- 6 その他所要の事項を定めることとした。
- 7 この規則は、公布の日から施行し、平成二二年五月に支給する子ども手当
から適用することとした。